

29 東久企秘発第 6 号

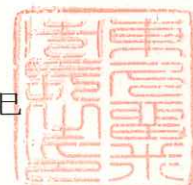
平成 29 年 10 月 6 日

医療法人社団レニア会

アルテミスウイメンズホスピタル

受動喫煙対策担当役員 武谷 光 様

東久留米市長 並 木 克 巳



東久留米市の受動喫煙対策強化の申し入れについて (回答)

平素より、貴院におかれましては、「女性と子どものための病院」として妊婦・子どもの健診、相談などの健康管理事業等に関しまして、ご支援等を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2017年9月4日付にてご質問をいただきました標記の件につきましては、添付のとおりご回答いたします。ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、回答期日が遅くなり申し訳ありません。

<問い合わせ先>

東久留米市企画経営室

担当 佐々木、渋谷

042 (470) 7777 内 2100、2210

<質問項目>

- 1 病院前の路上を速やかに禁煙とし、違反者に罰則を科すこと
- 2 東久留米市全路上及び屋内を全面禁煙とする罰則付き条例を定めること
- 3 受動喫煙の害を訴え、路上喫煙防止を推進する啓蒙活動を強化すること
- 4 市職員の卒煙を推進すること

<回答内容>

1 について

“たばこ”による健康被害については、がんの発症率（喉頭がん 32.5 倍、肺がん 4.5 倍、食道がん 2.2 倍等）が高くなる、主流煙よりも有害物質がはるかに多い副流煙による非喫煙者への影響など、様々、ご指摘がされているところです。

市では、健康増進計画として平成 28 年 3 月に策定した「わくわく健康プラン東くるめ（第 2 次）」の中で掲げる基本理念「みんなが主役 健康で幸せにすごせるまち」を実現する取り組みの一つとして「たばこ・酒」の項目を掲げ、喫煙、受動喫煙が及ぼす健康への影響について周知を図るとともに、屋内喫煙等、受動喫煙防止対策を推進するとしており、「たばこのはなし」のチラシなども作成して意識啓発に努めております。また、本年度事業としては、市役所入口脇にある喫煙スペースを市役所横へ移し受動喫煙の視点から囲いで覆うように進めており、市職員への対応としましても、庁内に設置している労働衛生委員会で課題としております。今後も、喫煙、受動喫煙対策に努めていく考えでおります。

一方で、国や東京都においても、喫煙による健康被害の視点から、法令等の整備の動きが出ております。東京都の動きについてですが、過日「東京都受動喫煙防止条例（仮称）基本的な考え方」（別添参照）を示すとともに、これに対して都民へ意見募集を行っていく旨の情報提供がありました。市でも、こうした東京都の動きを注視しており、機会があるときに「屋外での副流煙対策として喫煙禁止場所からの導線上で喫煙を禁止する」ことなどを加えていただくように意見を上げていきたいと考えております。

つきましては、「病院前の路上を禁煙とし、違反者への罰則を科す」ことについてですが、こうした取り組みを進めてきたところであり、現在、東京都受動喫煙防止条例（仮称）制定の動向を注視しております。

2 について

「東久留米市全路上及び屋内を全面禁煙とする罰則付き条例を定めること」についてですが、喫煙及び受動喫煙による健康被害については、上記のように進めており、環境美化及び危険防止の観

点から整備された「東久留米市ポイ捨て等防止及び路上喫煙の規制に関する条例」で規定する路上喫煙禁止区域は、駅周辺の自転車等放置禁止区域にあわせて、この範囲を禁止区域とすることから拡大は難しいものと考えております。

3 について

「受動喫煙の害を訴え、路上喫煙防止を推進する啓蒙活動を強化すること」についてですが、市では、これまで喫煙及び受動喫煙による健康被害に関して、広く市民の方へ申し上げてきました。これからも、引き続き、市民の方への意識啓発に向けて取り組んでまいります。

4 について

「市職員の卒煙を推進すること」についてですが、市では職員の喫煙についても労働安全衛生委員会で課題として捉え、同委員会では、東京都の動向を注視していくとしております。今後も、喫煙、受動喫煙対策に努めてまいります。

<参考>

●「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的考え方」

1 目的

- ・受動喫煙の健康影響を未然に防止し、都民の健康の確保を図ること

2 条例において定めること

- ・望まない受動喫煙の防止、未成年者の保護
→ 都民、保護者等の役割
- ・多数の人が利用する施設等は原則屋内禁煙（一定の場所を除く）
→ 対象施設、喫煙禁止場所の範囲、施設管理者の役割

3 定義 たばこ、受動喫煙

4 関係者に求めること 行政（自治体）、都民等、保護者、事業者

5 多数の人が利用する施設

6 喫煙禁止除外施設

7 敷地内禁煙 医療施設、小学校、中学校、高等学校、児童福祉施設等

8 屋内禁煙 官公庁、老人福祉施設、大学、体育館等

9 原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 飲食店、ホテル、所管、娯楽施設、駅、バスターミナル等

10 施設等の利用者に求めること

11 施設等の管理者に求めること